

令和4年12月21日

九州地方海運組合連合会長 様

九州運輸局海上安全環境部
海事保安・事故対策調整官

船舶油濁等損害賠償保障法（油賠法）に基づく保障契約証明書
交付申請書の事前確認に関する FAX 利用廃止について

平素より海事行政にご理解・ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

保障契約証明書交付申請書の事前確認につきましては、情報通信技術活用による一層の業務効率化を求められていることを受け、本年12月28日をもって FAX 利用を廃止し、令和5年1月4日以降は電子メール利用に切り替えをいたしますので、貴団体傘下の事業者に対しての周知をよろしくお願いいたします。

（※令和4年12月29日から令和5年1月3日までの間は閉庁日になります。）

また、電子メールの件名につきましては、間違いや漏れを発生させないため、「件名(例)」のとおりに記載するようお願いいたします。

● 件名(例)：「【事前確認】保障契約証明書交付申請書、船名、申請者名」

問い合わせ先及び電子メールアドレス

九州運輸局海上安全環境部

（担当：海事保安・事故対策調整官 鈴、監理課 福澤、白石）

TEL 092-472-3173

E-mail（油賠専用）：gst-kyushuyubai@mlit.go.jp

（※添付ファイルのサイズ制限 20MB未満）